

証拠の開示もしないで

死刑の執行は許されない

死刑について考えてみませんか

東京拘置所のそばで死刑について考える会（そばの会）

5月24日、再審で無罪判決を得た布川事件の被告、桜井昌司さんと杉山卓男さんの二人が持っている横断幕には、「取調べの全面可視化、全証拠の事前開示を！」と書かれています。

「全面可視化」とは、取り調べの様子を全部ビデオ撮影しておき、拷問や誘導がなかったかを検証できるようにしようということです。

「全証拠の開示」を訴えるのは、検察が持っている証拠はたくさん隠されたままになっているからです。そこに無実を示す証拠がどれだけ隠されているかわからないのです。

これらができていれば二人の無実は早い段階で明らかになっていたし、もしかしたら、起訴さえされなかったかもしれません。

★★★

冤罪事件では、「犯人」とされた人の多くが「自白」しています。「自白しないといつまでも家に帰さない」「自白しなければ死刑になるぞ」といった言葉に騙されて嘘の自白を言わされてしまうのです。

検察は、一部可視化、一部証拠開示で批判をかわそうとしていますが、それでは何の解決にもなりません。いくら撮影してあっても、検察に都合のよい部分だけを編集すれば、かえって「犯人」のように見えることでしょう。

★★★

さて、桜井さん、杉山さんは、無期懲役の判決を受けて服役していました。仮釈放が認められるまでにも、お二人の努力や周囲の尽力はいかばかりだったでしょう。事件発生から44年間という時間をかけて、やっと雪冤が果たされたのです。

死刑囚の場合、立場はいつそう困難です。

再審が近いと思われてきた名張毒ぶどう酒事件でも、袴田事件でも、裁判所や検察は、過去の誤りを認めたくないのでしょうか、いたずらに時間を引き延ばして、本人の獄死を待っているかのようです。

それらの事件についても、検察の持っている全証拠が開示されれば、決定的な無罪の証拠が見つかるかもしれません。

★★★

死刑の是非については様々な意見がありますが、冤罪があってはならないことは誰もが認めることです。冤罪が訴えられている事件について、証拠開示もしないで、死刑判決が確定されてはたまりません。

まもなく、昨年7月28日の千葉法務大臣（当時）による死刑執行から一年になります。千葉氏は2名の執行と引き替えに初めて処刑場のマスコミへの公開（8月27日）を行ったことを自負しているかもしれませんが、しかし、「情報公開」ということでいうなら、死刑囚自身やその弁護団、支援者が一貫して求めてきたのは、死刑囚の外部交通（面会や文通）の拡大であり、全証拠の開示でした。

少なくとも、全証拠の開示もできないで死刑を執行することがないように求めます。